廃棄物

1. 予 測

一 予測地域 対象事業実施区域

予測地域については、基本的に対象事業を実施する区域とする。

二 予測の基本的な手法

廃棄物の種類ごとの発生量、排出量、最終処分量、再生利用量、その他の環境への負荷の量の 程度の把握

対象事業の実施に伴い発生する廃棄物等(不要物)について、施工時、供用時ごとに以下の項目を 参考に把握する。

A 対象事業実施区域内で発生する廃棄物等(不要物)

- a 対象事業実施区域内で環境保全措置として、再使用、再生利用される廃棄物等の種類及び量の検討
- b 対象事業実施区域外に廃棄物として排出される廃棄物の種類ごとの排出量
 - (a) 最終処分される廃棄物の種類及び量
 - (b) 中間処理により資源化される廃棄物の種類及び量
 - (c)中間処理により減量化される廃棄物の種類及び量
 - (d) 中間処理後、残渣として最終処分される廃棄物の種類及び量
- B その他の環境への負荷の量の程度

(1) 施工時

施工時の廃棄物の量の予測は、対象事業の特性及び区域の特性を考慮し、工事種類別の廃棄物 発生原単位などを参考に予測する。

また、排出量は、以下の内容等を検討し予測する。

- a 企画設計段階、施工計画段階及び施工段階の各段階において、施工時の廃棄物の発生抑制の ための工法、資材の検討
- b 区域内で発生する廃棄物について区域内で自ら利用するなど再使用、再生利用を考慮した設 計の検討
- c 再生利用認定制度、再生利用指定制度等の活用の検討並びに資材の利用にあたっての利用用 途に応じた品質の検討及び再生骨材等の積極的な利用の検討
- d 廃棄物の適正処理の検討
- e 排出量の抑制、再使用、再生利用及び適正処理の検討
- f その他の環境への負荷の量の程度の検討

(2) 供用時

供用時の廃棄物の量の予測は、対象事業の特性、区域の特性を考慮し、廃棄物発生原単位など を参考に予測する。

また、排出量は、以下の内容等を検討し予測する。

- a 対象事業の実施に伴う人口動態、施設利用者、従業員数等を検討し、一般廃棄物に係る関係 地方公共団体が設定する廃棄物の適正処理に関する計画との比較・検討
- b 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化、再使用、再生利用の検討
- c 物の製造、加工、販売等に際して、製造物等が廃棄物になった場合の処理の困難性の検討
- d 排出量の抑制、再使用、再生利用及び適正処理の検討

e その他の環境への負荷の量の程度の検討

三 予測対象時期等

供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期並びに工事期間

(1) 供用開始後定常状態になる時期

対象事業又は施設の稼働が通常の状態に達した時期の1年間及び影響が最大になる時期を設定することができる場合は、その時期も併せて行うものとする。

(2) 工事期間

工事開始から工事終了に至る全期間

2. 評 価

廃棄物の発生量、排出量、最終処分量、その他の環境への負荷の量の程度が事業者により実行可能な範囲内でできる限り抑制されているかどうかを検討する手法

(1) 環境保全措置の実施の方法

環境保全措置の実施の方法の検討は、最終処分の量の抑制を主体に検討することとし、原則として廃棄物の発生量の抑制の手法、発生した廃棄物の有効利用の手法及び処理が必要となった廃棄物の適正な処理の手法、その他の環境への負荷の量の程度について、各手法毎に複数案を比較検討し、事業者の見解をとりまとめることにより行う。

手法の検討の手順は、第1次的に廃棄物の発生を極力抑制する手法を検討し、次に発生した廃棄物の有効利用の手法を検討し、最終的に処理せざるを得ない廃棄物について適正な処理の手法、その他の環境への負荷の量の程度を検討する。

(2) 環境保全措置の効果

環境保全措置の実施による廃棄物の排出抑制効果を施工時及び供用時ごとに検討する。

廃棄物の適正な処理の効果は、事業者が行う環境保全措置に係る減量化、再使用、再生利用の余地の有無、エネルギー消費・排ガス・排水等への影響、事業者が実施できなかった対策及びその理由等を含めて総合的に検討する。